

令和4年1月21日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊娠婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形
TEL : 03-3507-9220 (直通)
FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	腎臓病用組合せ食品	食宅便 腎臓病用やさしいおかず	日清医療食品株式会社	9010001063474	本品は腎臓病の食事療法に適した商品です。	第2021015号